

学	生				
ガ	イ	ド	ブ	ツ	ク

2025 学生便覧・講義概要



栗山町立

北海道介護福祉学校

介護福祉学科

校 歌

作詞・作曲 吉田 一行

栗山の里 建学の

オオムラサキの 名に恥じず

導き受けし 品格を

高く掲げて 朗々と

介護の知識 究めをつくし

希望に燃えて

われら 今

陽は燦々と かがやける

人・世のために 凜として

真^{まこと}の福祉 道険し

峰高けれど 共に越え

使命は聖^{きよ}く 微笑^{えみ}そえ舞えば

はじける珠玉

われら 今



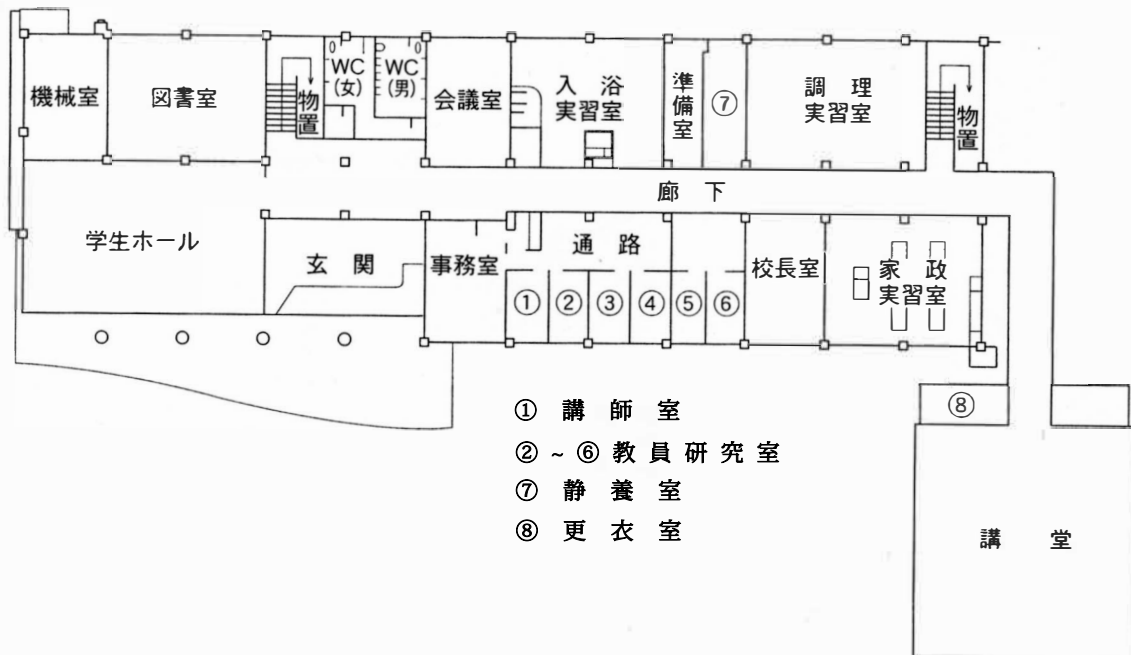
教育目標

自然と生命を尊び、人間を大切にする視点に立ち、社会福祉従事者としての専門性の基礎を学び、人々が共に生きる社会を創造する主体的担い手となる。

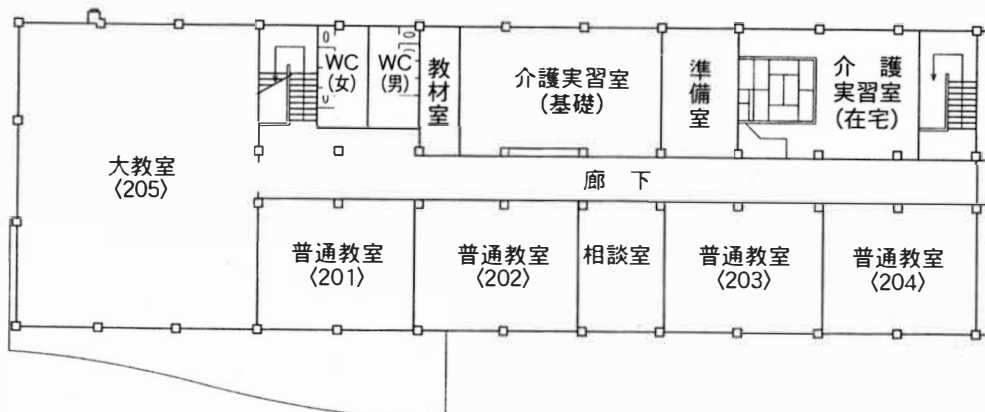
1. 人間を理解する豊かな感性
2. 介護・社会福祉の知識と技術
3. 共に生きる福祉社会の創造

校舎平面図

1 F



2 F



學生便覽

目 次

令和7年度 主な年間行事予定	1
日課表	2
教職員名簿	2
I 学則・履修	
北海道介護福祉学校 学則	3
履修	9
ボランティア活動	11
実習	12
学生表彰	14
II 学校生活	15
自治会・サークル活動	17
各証明書等	18
各届出	18
学生援助	21
くりやまタウンガイド	23

令和 7 年度 年間行事予定

	第 1 学年（第 3 8 期生）		第 2 学年（第 3 7 期生）	
4 月	5 日 9 日 1 1 日	第 3 8 回入学式 町内施設等見学 新入生歓迎会	4 日 5 日 1 1 日	2 年次始業日 第 3 8 回入学式 新入生歓迎会
5 月	1 日・2 日 2 日 2 4 日	宿泊研修 開校記念日 1 日体験入学（体験会）	2 日 1 2 日～	開校記念日 介護福祉実習Ⅰ・Ⅱ等開始 （6 月 25 日まで）
6 月	2 8 日	1 日体験入学（体験会）	3 0 日～	社会福祉現場実習開始 （7 月 4 日まで）
7 月	7 日～1 1 日 1 9 日～ 2 2 日 2 4 日～ 2 6 日	介護福祉実習Ⅰ（基礎） くりやま夏まつり・よさこい 介護福祉実習Ⅰ（基礎）報告会 夏期休業（8 月 17 日まで） 1 日体験入学（体験会）	1 3 日 1 7 日・1 8 日 1 9 日～ 2 4 日・2 5 日 2 6 日～ 2 6 日	1 日体験入学（ミニ体験会） 介護福祉実習Ⅱ報告会 くりやま夏まつり・よさこい 国家試験対策夏期特別講座 夏期休業（8 月 17 日まで） 1 日体験入学（体験会）
8 月	2 3 日	1 日体験入学（体験会）	1 8 日 1 9 日～2 1 日 2 8 日・2 9 日	国家試験対策模擬試験① 自治体・専門機関実習 研修旅行
9 月	6 日～	第 3 8 回学校祭（9 月 7 日まで）	6 日～ 2 0 日 2 9 日	第 3 8 回学校祭（9 月 7 日まで） 1 日体験入学（体験会） 国家試験対策模擬試験②
1 0 月	2 日～	介護福祉実習Ⅰ開始 （10 月 31 日まで）	6 日・1 7 日 2 0 日 2 5 日	社会福祉現場実習報告会 国家試験対策模擬試験③ 1 日体験入学（体験会）
1 1 月	1 4 日 2 0 日・2 1 日 2 8 日	スポーツ大会 介護福祉実習Ⅰ報告会 フィンランド留学報告会	4 日 6 日・7 日 1 4 日 2 2 日 2 5 日 2 8 日	国家試験対策模擬試験④ 介護の魅力発信活動（せたな町） スポーツ大会 1 日体験入学（ミニ体験会） 介護協学力評価試験 フィンランド留学報告会
1 2 月	2 3 日 2 5 日～	国試受験応援会 冬期休暇（1 月 15 日まで）	8 日・2 5 日 1 3 日 2 3 日 2 6 日 2 7 日～	国家試験対策模擬試験⑤⑥ 1 日体験入学（ミニ体験会） 国試受験応援会 国家試験対策講座 冬期休暇（1 月 15 日まで）
1 月			1 6 日 1 9 日～2 2 日 2 5 日	国家試験対策模擬試験⑦ 国家試験対策講座 介護福祉士国家試験（予定）
2 月			2 5 日	地域活動研究報告会
3 月	5 日 7 日 1 3 日 1 9 日～	2 年生を送る会 第 3 7 回卒業証書授与式 進級学力評価試験 春期休暇	5 日 7 日	2 年生を送る会 第 3 7 回卒業証書授与式

日 課 表

時 間	日 課
8 時 3 0 分 ～ 8 時 4 5 分	教職員朝の打合せ
8 時 4 5 分	学生登校
8 時 5 0 分	ショートHR
9 時 0 0 分～ 1 0 時 3 0 分	1 講時
1 0 時 4 0 分～ 1 2 時 1 0 分	2 講時
	昼休み
1 3 時 0 0 分～ 1 4 時 3 0 分	3 講時
1 4 時 4 0 分～ 1 6 時 1 0 分	4 講時
1 8 時 0 0 分	学生完全下校

教職員名簿

校 長 悪 七 尚 広

副校長 古 田 敏 幸

〔教務課〕

役職	氏名	専門	備考
課 長	専任教員 悪七 尚広	社会福祉	兼任
教務担当主幹	専任教員 鈴木 敦子	医療・看護	
教務担当主幹	専任教員 藤田 秀剛	介護福祉	2 年担任
教務担当参与	専任教員 神谷 寿恵	社会福祉	1 年担任
教務課主査	専任教員 鈴木 恵美	医療・看護	

〔事務局〕

役職	氏名	担当業務
事務局長	古田 敏幸	学校管理・修学資金・奨学金等
事務局主幹	辻 由紀江	一般事務・諸経費経理
事務職員	永坂 孝光	一般事務・諸証明発行・授業料等収納
事務職員	徳野紗綾花	一般事務補助・教務補助
高専連携 支援員	梶 幸奈	栗山町地域おこし協力隊「高専連携支援員」として 教務・事務補助（本校 28 期生）
高専連携 支援員	奈良岡 なつみ	栗山町地域おこし協力隊「高専連携支援員」として 教務・事務補助（本校 24 期生）
業務士	猪狩 千鶴	※（株）スイテックより派遣

I 学則・履修

北海道介護福祉学校 学則

第1章 総則

(目 的)

第1条 本校は、「学校教育法」及び「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づき、社会福祉に関する専門的知識・技術を有する介護福祉士を養成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は北海道介護福祉学校という。

(位 置)

第3条 本校は北海道夕張郡栗山町字湯地 60 番地におく。

第2章 課程の組織、修業年限及び学生定員

(課程、学科、修業年限、学生定員)

第4条 本校の課程、学科、修業年限及び学生定員は次の通りとする。

課 程	専門課程 全日制
学 科	介護福祉学科
修業年限	2 年
学生定員	第1 学年 4 0 名
	第2 学年 4 0 名
	計 8 0 名
学級数	1 学年 1 学級

第3章 学年、学期、授業日数及び休業日等

(学年及び学期)

第5条 本校の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期は次の通りとする。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月 1日から3月31日まで

(授業日数及び休業日)

第6条 本校の授業日数及び休業日は次の通りとする。

(1) 授業の開始及び終了の時刻は次の通りとする。

午前9時00分から午後4時10分まで

(2) 休業日は次の通りとする。

①国民の祝日に関する法律に定める日

②土曜日及び日曜日

③学年始休業日 4月1日から4月8日までの校長が定める日

④夏期休業日 7月下旬から8月中旬まで

⑤冬期休業日 12月下旬から1月中旬まで

⑥学年末休業日 3月下旬から3月31日まで

(3) 教育上必要である場合には、休業日に授業を行うことができる。この場合、授業日を休業日に振り替えることができる。

(4) 非常変災その他急迫の事情がある時は臨時に授業を行わないことができる。

第4章 入学、退学及び休学等

(入学時期)

第7条 入学の時期は学年の始めとする。

(入学資格)

第8条 本校に入学を志望できる者は、高等学校を卒業した者のほか次の者とする。

- (1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずるもので文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 高等学校卒業程度試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む）

(入学許可・入学手続き)

第9条 入学手続きは次の通りとする。

- (1) 入学を希望する者は所定の入学願書に 入学検定料を添え、指定の期日まで校長に提出しなければならない。
- (2) 入学は入学審査に基づき校長が許可する。
- (3) 入学の許可を受けた者は、所定の誓約書と入学金を指定の期日までに校長に提出、納付しなければならない。
- (4) 前号に定める手続きが指定の期日までに行われなときは、校長は入学の許可を取り消すことができる。

(退 学)

第10条 学生が退学しようとする時は、所定の退学願書を提出し、その許可を受けなければならない。

(休学、復学)

第11条 学生が休学しようとする時は、所定の休学願書を校長に提出し、その許可を受けなければならない。但し、休学の期間は2年度以内とする。

- 2 休学中の学生が復学をしようとする場合には、所定の復学願書を校長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 3 学生が心身の故障のため、長期の休養を要すると認められる時は校長は休学を命ずることができる。
- 4 学生が休学期間満了後もなお復学できない場合は、校長は退学を命ずることができる。

第5章 教育課程、学習評価及び卒業

(教育課程、授業時数)

第12条 本校の教育課程及び授業時数は別表1の通りとする。

2 別表 1 に定める授業科目の 1 講時は 90 分とし、授業時数 2 時間とする。卒業までに履修させる授業時間は 2, 128 時間とする。

3 本校の専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合は次のとおりとする。

(1) 講義 1 単位 15 時間

(2) 演習 1 単位 30 時間

(3) 実習 1 単位 45 時間

(成績評価)

第 13 条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。

2 講義において出席日数が授業時数の 3 分の 2 に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

3 実習は全ての出席を必要とする。

4 成績評価は次のとおり A、B、C、D の 4 種を持ってこれを表し、D を不合格とする。

(1) A 80 点以上

(2) B 70 点以上

(3) C 60 点以上

(4) D 59 点以下

第 14 条 試験において不合格の評価を受けた者は、所定の手続きを経て再試験を受けることができる。

2 再試験に合格した者の成績評価は、前条の規定にかかわらず、B、C の 2 段階とする。

(卒業、称号、資格の授与)

第 15 条 本校所定の課程を修了し卒業試験に合格した者には卒業を認定し、卒業認定者には卒業証書を授与する。

2 前項により介護福祉専門課程介護福祉学科を修了した者は、専門士（介護福祉専門課程）と称することができる。

3 第 1 項により本校所定の課程を修了した卒業認定者には、介護福祉士受験資格を与える。

第 6 章 教職員組織

(教職員組織)

第 16 条 本校に次の教職員をおく。

校 長 1 名

教 員 5 名

事務局員 3 名

2 校長は校務を掌り、所属職員を監督する。

第 7 章 入学料・授業料その他の費用

(納付金)

第 17 条 本校の入学検定料・入学料・授業料等は別表 2 の通りとする。

(納付・除籍)

第 18 条 既に納付した納付金は原則として返還しない。

2 授業料その他の納付金を 1 箇月以上滞納した者は除籍することができる。

第8章 賞罰

（褒 賞）

第19条 校長は成績優秀で他の模範となる者について、褒賞することができる。

（懲 戒）

第20条 学生がこの学則、その他本校の定める諸規則を守らないとき、又は学生の本分に反する行為があったときは、校長は懲戒処分として訓告、停学及び退学を命ずることができる。

（施行細則）

第21条 この学則の施行についての細則は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は昭和63年3月25日から実施する。
- 2 この一部改正学則は平成2年4月1日から実施する。
- 3 この一部改正学則は平成5年4月1日から実施する。
- 4 この一部改正学則は平成8年4月1日から実施する。
- 5 この一部改正学則は平成10年4月1日から実施する。
- 6 この一部改正学則は平成12年4月1日から実施する。
- 7 この一部改正学則は平成13年4月1日から実施する。
- 8 この一部改正学則は平成15年4月1日から実施する。
- 9 この一部改正学則は平成16年4月1日から実施する。
- 10 この一部改正学則は平成21年4月1日から実施する。
- 11 この一部改正学則は平成26年4月1日から実施する。
- 12 この一部改正学則は平成27年4月1日から実施する。
- 13 この一部改正学則は平成29年4月1日から実施する。
- 14 この一部改正学則は平成30年4月1日から実施する。
- 15 この一部改正学則は平成31年4月1日から実施する。
- 16 この一部改正学則は令和2年4月1日から実施する。ただし、第4条については令和3年4月1日から実施する。
- 17 この一部改正学則は令和3年4月1日から実施する。ただし、令和3年度に限り、第2学年における第12条第1項及び同条第2項の適用については、従前のとおりとする。
- 18 この一部改正学則は令和5年4月1日から実施する。
- 19 この一部改正学則は令和7年4月1日から実施する。

教育課程

区分	授業科目	2年コース			1年	2年	備考
		履修法	時間	単位数	時間	時間	
人間と社会	人間の尊厳と自立	講義	30	2	30		
	人間関係とコミュニケーション	講義	60	4	60		
	社会の理解	講義	60	4	60		
	地域福祉と支援体制	講義	30	2	30		
	権利擁護を支える法制度	講義	30	2		30	
	児童家庭福祉論	講義	30	2		30	
介護	介護の基本Ⅰ	講義	120	8	120		・1年次 介護福祉実習Ⅰ（基礎） 介護福祉実習Ⅰ 合計204時間 ・2年次 介護福祉実習Ⅰ（地域・居宅） 介護福祉実習Ⅱ 合計246時間 1・2年次計 450時間
	介護の基本Ⅱ	講義	30	2		30	
	介護の基本Ⅲ	講義	30	2		30	
	コミュニケーション技術	講義	60	4	60		
	生活支援技術Ⅰ	講義・演習	80	5	80		
	生活支援技術Ⅱ	講義・演習	150	10	150		
	生活支援技術Ⅲ	講義・演習	70	4		70	
	介護過程Ⅰ	講義・演習	110	7	110		
	介護過程Ⅱ	講義・演習	40	3		40	
	介護総合演習Ⅰ	講義・演習	60	4	60		
	介護総合演習Ⅱ	講義・演習	60	2		60	
	介護福祉実習Ⅰ（基礎）	実習	44	10	44		
	介護福祉実習Ⅰ	実習	160		160		
	介護福祉実習Ⅰ（地域・居宅）	実習	26			26	
介護福祉実習Ⅱ	実習	220			220		
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解Ⅰ	講義	30	2	30		
	発達と老化の理解Ⅱ	講義	30	2	30		
	認知症の理解Ⅰ	講義	44	3	44		
	認知症の理解Ⅱ	講義	16	1		16	
	障害の理解Ⅰ	講義	30	2	30		
	障害の理解Ⅱ	講義	30	2		30	
	こころのしくみの理解	講義	20	1	20		
	からだのしくみの理解Ⅰ	講義	52	3	52		
	からだのしくみの理解Ⅱ	講義	28	1	28		
	からだのしくみの理解Ⅲ	講義	20	1		20	
医療的ケア	医療的ケア（喀痰吸引等）	講義	68	5		68	
		演習	医療的ケア（喀痰吸引等） 基本研修（講義・演習）終了後 ・喀痰吸引：口腔・鼻腔・・・5回以上 ・気管カニューレ内部・・・5回以上 ・経管栄養：胃ろう又は腸ろう・・・5回以上 ・経鼻経管栄養・・・・・・・5回以上 ※救急蘇生法演習・・・・・・・1回以上				
その他	キャリア形成支援講座	講義	40	3	10	30	
	社会福祉現場実習	実習	80	3		80	
	社会福祉現場実習指導	講義	30	2		30	
	情報処理	講義	20	1	20		
	地域活動研究	講義・演習	30	2		30	
	レクリエーション活動	講義・演習	60	2	30	30	
合 計			2,128	113	1,258	870	

別表 1

教育課程

区分	授業科目	2年コース		1年	2年	備考
		履修法	時間	時間	時間	
人間と社会	人間の尊厳と自立	講義	30	30		
	人間関係とコミュニケーション	講義	60	60		
	社会の理解	講義	60	60		
	地域福祉と支援体制	講義	30	30		
	権利擁護を支える法制度	講義	30		30	
	児童家庭福祉論	講義	30		30	
介護	介護の基本Ⅰ	講義	120	120		・1年次 介護福祉実習Ⅰ（基礎） 介護福祉実習Ⅰ 合計204時間 ・2年次 介護福祉実習Ⅰ（地域・居宅） 介護福祉実習Ⅱ 合計246時間 1・2年次計 450時間
	介護の基本Ⅱ	講義	30		30	
	介護の基本Ⅲ	講義	30		30	
	コミュニケーション技術	講義	60	60		
	生活支援技術Ⅰ	講義・演習	80	80		
	生活支援技術Ⅱ	講義・演習	150	150		
	生活支援技術Ⅲ	講義・演習	70		70	
	介護過程Ⅰ	講義・演習	110	110		
	介護過程Ⅱ	講義・演習	40		40	
	介護総合演習Ⅰ	講義・演習	60	60		
	介護総合演習Ⅱ	講義・演習	60		60	
	介護福祉実習Ⅰ（基礎）	実習	44	44		
	介護福祉実習Ⅰ	実習	160	160		
	介護福祉実習Ⅰ（地域・居宅）	実習	26		26	
	介護福祉実習Ⅱ	実習	220		220	
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解Ⅰ	講義	30	30		
	発達と老化の理解Ⅱ	講義	30	30		
	認知症の理解Ⅰ	講義	44	44		
	認知症の理解Ⅱ	講義	16		16	
	障害の理解Ⅰ	講義	30	30		
	障害の理解Ⅱ	講義	30		30	
	こころのしくみの理解	講義	20	20		
	からだのしくみの理解Ⅰ	講義	52	52		
	からだのしくみの理解Ⅱ	講義	28	28		
	からだのしくみの理解Ⅲ	講義	20		20	
医療的ケア	医療的ケア（喀痰吸引等）	講義	68		68	
		演習	医療的ケア（喀痰吸引等） 基本研修（講義・演習）終了後 ・喀痰吸引：口腔・鼻腔……5回以上 ・気管カニューレ内部……5回以上 ・経管栄養：胃ろう又は腸ろう…5回以上 ・経鼻経管栄養……………5回以上 ※救急蘇生法演習……………1回以上			
その他	キャリア形成支援講座	講義	40	10	30	
	社会福祉現場実習	実習	80		80	
	社会福祉現場実習指導	講義	30		30	
	情報処理	講義	20	20		
	地域活動研究	講義・演習	30		30	
	レクリエーション活動	講義・演習	60	30	30	
合 計			2,128	1,258	870	

別表 2

入学検定料・入学料・授業料等

入学検定料	一般出願者(町外者)	10,000円
	AO出願者	無料
	町内出願者及び連携 地方公共団体からの 推薦による出願者	無料
入学料	一般出願者(町外者)	150,000円
	AO出願者	50,000円
	町内出願者及び連携 地方公共団体からの 推薦による出願者	50,000円
授業料等	授業料	年額 390,000円
	追試験料	1科目 1,000円
	再試験料	1科目 1,000円
施設整備費		年額 100,000円
教育器材整備費		年額 50,000円

備考

- 1 町内者とは、本人または保護者が入学年の4月1日現在で引き続き1年以上栗山町に住所を有する者をいう。
- 2 連携地方公共団体とは、栗山町と介護人材の確保に関する包括連携協定を締結した地方公共団体をいう。

履 修

本校介護福祉学科の授業科目は、一般教養科目・専門科目・実習科目に分けられ、各学年において定められた科目をすべて履修・習得しなければなりません。(科目については履修表を参照して下さい。)

(試 験)

- 試験は次の通り実施する。
 - 終講試験 各科目終了時
 - 中間試験 年間60時間を越える科目
 - 卒業試験 専門科目
- 受験に際し不正のあった時は、その科目を無効とし再履修することとする。

(試験の方法)

筆記、実技、実習(介護実習・社会福祉現場実習)、レポート等教科担当者が決定

(追試験・再試験)

- 試験を受けることが出来なかった場合、所定の受験料を添えて追試験を願い出ることができる。(様式第1号)
- 試験及び追試験の不合格者(59点以下)は所定の受験料を添えて再試験を願い出ることができる。(様式第2号)

(通 知)

履修科目の評価は、学年末に通知する。

(公欠)

- 公欠は欠席とせず、授業時間から除外する。
- 公欠は次の各号に該当した場合に認める。
 - 忌引

親族に応じ、下欄の表の日数欄に掲げる連続する日数

(葬儀のための遠隔地に赴く場合は、別に往復の日数を加えた日数)

親族の種類	配偶者及び1親等	2親等	直系3親等
日 数	5日以内	3日以内	1日以内

- (2) 学校の認定した就職活動等による欠席
 - (3) 学校行事及び学校へ要請された外部機関の公的行事への参加による欠席
 - (4) 地震・水害・火災・その他の災害又は交通機関の事故等により登校することが著しく困難であると認められた場合
 - (5) インフルエンザ等の感染症による欠席
 - (6) その他校長が特に必要と認めた場合
- 公欠の届け出は別紙様式第3号により申し出ること。

(欠席、遅刻、早退)

- 欠席・遅刻・早退は原則として教科担当者が確認する。
- 授業開始時間に15分以上遅れた場合は欠課扱いとする。なお、教室への入室については、教科担任講師の許可を得ること。
- 病気その他の理由で欠席する場合は別紙様式第3号により申し出ること。また入院7日以上の場合には診断書を添付すること。

(様式第1号)

教務課長	担 任	事務局

追試験願書

北海道介護福祉学校校長様

令和 年 月 日

年 組 番	氏名

受 験 科 目	受 験 料

私は、下記の理由により試験を受けられませんでしたので、必要書類と受験料を添えて受験申請します。

①理由 _____ のため

②添付（ 診断書・事故証明書・遅延証明書）
書類（ その他 _____ ）

領収印

(学生控)

追試験料領収書

氏名

受験科目	受験料

領収印

(様式第2号)

教務課長	担 任	事務局

再試験願書

北海道介護福祉学校校長 様

令和 年 月 日

年 組 番	氏名

受 験 科 目	受 験 料

領収印

(学生控)

再試験料領収書

氏名

受験科目	受験料

領収印

(様式第3号)

教務課長	事務局長	主 査	係	担 任

欠 席 届

公欠認定
可・否

提出日 令和 年 月 日

()期生()組()番 氏名()	
期 間	令和 年 月 日()～ 月 日()
理 由	1. 忌 引【1親等・2親等・その他】 2. 就職関係【受験・下見・実習・ボランティア・ 3. 病 気【自宅療養・受診・入院・静養室・ *該当を○で囲む 4. そ の 他【
欠席日(曜日)	欠 席 科 目 名
	1 講 目 2 講 目 3 講 目 4 講 目
年 月 日 ()	
年 月 日 ()	
年 月 日 ()	
年 月 日 ()	
年 月 日 ()	
就 職 関 係	施設名 住 所
忌 引	(連絡先) 住 所 電 話 - - () 方
備 考	①入院7日以上の場合は、診断書を添付。 ②忌引の遠距離時は、往復日数を加算できる。

ボランティア活動

本校の学生は、栗山町の支援を受けて学ぶ町立校の学生であり、どの地域に住んでも地域福祉に貢献できる人材となってもらいたいと考えています。また、2年間を通じて福祉施設及び地域の福祉・公的団体等の行事参加など、様々なボランティア活動の要請があります。令和3年度のカリキュラム改正により、ボランティア回数は、卒業の条件とはなりません。これまでの先輩達と同様、積極的にボランティア活動に参加し、多くの町民の期待に応える活動の継続と本校の伝統の継承をお願いします。多くの経験を積み重ね、ぜひ「ボランティア手帳」2冊目突入を目指して頑張ってください！

1. 実施地域及び場所 町内外の定めなし

2. 実施方法

(1) 休校日又は休講日に行う

(2) ボランティア活動を行うときは、希望施設等に申し出て、承諾を得て事前に学校に活動届を提出（様式第10号）但し、学校を通してボランティアの募集があったときは活動届の提出は不要とする。

(3) 終了時には、「ボランティア手帳」に所定事項を記入し、関係者の確認印を受け実施の都度学校に提出し、担任の検印を受ける。

3. ボランティア保険 活動中における事故に対しては、ボランティア保険により保障

4. 交通費助成 学校に要請のあったボランティア活動に係る交通費を申請により助成

- ・公共交通機関の運賃が往復500円以上の場合
- ・別紙様式を提出

(様式第10号)

校長	教 員				事務 局			

ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 届

届出日 令和 年 月 日

北海道介護福祉学校長 様

下記により、ボランティア活動を行いますのでお届けします。

申出者	期 組 番 氏 名	
期 間	自:令和 年 月 日 () 時 分から 至:令和 年 月 日 () 時 分まで (日間)	
施設及 機関名	住 所 名 称	
内 容	体験・行事 () ・その他 ()	
確 認 事 項	交通方法 汽車・バス・自家用車・自転車・徒歩・その他 () 関係機関 への届出 1. 自主計画 (届出済 ・ 未届) 2. 施設 (機関) からの要請 3. 学校長の施設への依頼文書 (必要 ・ 不要)	
特 記 事 項		

別紙

課外活動費助成申請書

ボランティア活動で下記のとおり交通費を支払いましたので、交通費の助成をお願いします。

活動日	期 組 番 氏 名	
活動場所	名 称 住 居	
行事名等		

【助成申請額】

公共交通機関利用 乗り継ぎがある場合は全て記入

交通機関名	利用区間	料 金
① J R・() バス・地下鉄	⇒	円
② J R・() バス・地下鉄	⇒	円
③ J R・() バス・地下鉄	⇒	円
合 計		円

※支出した交通費の5割を助成 (円未満)

振込口座

金融機関名	銀行・信金・信託・信託	支店・支店
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

実 習

1 介護福祉実習（1年次、2年次）

2年間を通して450時間の施設介護実習及び地域・居宅介護実習を行います。この実習では、指定された特別養護老人ホームや障がい者支援施設、介護老人保健施設及び要介護者（高齢者・障がい者）の居宅において、介護職の実務を中心に実習します。

実習後は報告会において、実習で学んだ事ことや、課題・事例等について発表し活発に討論します。

（目 的）

学校で学んだ理論や方法を施設において体験し、個々の利用者に合わせた日常生活の介護の応用能力を養う。

（目 標）

- 1 講義、演習で学んだ知識に基づいて、利用者との人間的な関わり合いを深め、介護のニーズに関する理解力・判断力を養う。
- 2 日常生活の援助に関する介護技術能力を深めると同時に、各種の介護を助ける住生活設備や介護機器の知識と活用能力を養う。
- 3 指導を受けながら介護計画の立て方や記録について学び、チームの一員として介護を遂行する能力を養う。
- 4 施設の運営や在宅介護との連携ならびに通所ケアプログラムにも参加し、援助全般における介護の職務の理解を深める。
- 5 保健・医療・福祉など他の専門職種との連携の必要性を理解する。
- 6 地域・居宅介護実習（2年次）では、利用者の生活ニーズを把握し、支援技術の基本を学ぶ。また、福祉サービスにおける多種職協働の実際を学ぶと共に専門職としての職業倫理を学ぶ。

（実習期間）

1年次：基礎（44時間）、介護福祉実習Ⅰ（160時間）

2年次：246時間

2 社会福祉現場実習（2年次）

社会福祉に関する学びを深めるため、次の通り社会福祉現場実習を行います。

（実施機関と実習期間）

- 1 社会福祉専門機関 2年次に3日間

福祉事務所、児童相談所等

- 2 社会福祉施設 2年次に2日間

特別養護老人ホームや障がい者支援施設において、生活相談業務等、幅広い視野で社会福祉援助の知識と技術を体験し、能力を身につける。

- 3 障がい者支援施設（知的） 2年次に5日間

利用者への理解を深め、生活援助に関する知識と援助方法を身につける。

実習施設一覧表

(1)介護福祉実習(施設実習)

No.	施設名	種別	所在地	No.	施設名	種別	所在地	No.	施設名	種別	所在地
1	特別養護老人ホーム くりのさと	特養	栗山町	13	特別養護老人ホーム こぶし	特養	岩見沢市	25	特別養護老人ホーム 神愛園清田	特養	札幌市 清田区
2	地域密着型特別養護老人ホーム くりのさと彩	特養	栗山町	14	介護老人保健施設 北翔館	老健	岩見沢市	26	介護老人保健施設 コスモス	老健	札幌市 厚別区
3	介護老人保健施設 ガーデンハウスくりやま	老健	栗山町	15	労災特別介護施設 ケアプラザ岩見沢	身障	岩見沢市	27	アビターレナーシングホーム	特養	札幌市 豊平区
4	特別養護老人ホーム 清光園	特養	夕張市	16	月形藤の園特養部	特養	月形町	28	特別養護老人ホーム アポロ園	特養	苫小牧市
5	介護老人保健施設 マオイの里	老健	長沼町	17	特別養護老人ホーム 三笠市ことぶき荘	特養	三笠市	29	老人保健施設 苫小牧健樹園	老健	苫小牧市
6	特別養護老人ホーム 南幌みどり苑	特養	南幌町	18	介護老人保健施設 コミュニティホーム美唄	老健	美唄市	30	介護老人保健施設 湯の里・黒松内	老健	黒松内町
7	介護老人保健施設 ゆう	老健	南幌町	19	特別養護老人ホーム 北竜町永楽園	特養	北竜町	31	特別養護老人ホーム 芦別慈恵園	特養	芦別市
8	介護老人福祉施設 ほほえみの家	特養	由仁町	20	特別養護老人ホーム 永福園	特養	深川市	32	特別養護老人ホーム 福寿園	特養	砂川市
9	北海道社会福祉事業団福祉村	身障	岩見沢市	21	特別養護老人ホーム 静苑ホーム	特養	江別市	33	沼田町特別養護老人ホーム 旭寿園	特養	沼田町
10	特別養護老人ホーム いちい荘	特養	岩見沢市	22	特別養護老人ホーム ひだまり大塚	特養	江別市	34	特別養護老人ホーム 緑ヶ丘ハイソ	特養	黒松内町
11	特別養護老人ホーム 新いちい荘	特養	岩見沢市	23	障がい者支援施設 北広島リハビリセンター	身障	北広島市				
12	障害者支援施設 くびどワーク&ハイム	身障	岩見沢市	24	北広島リハビリセンター特養部 四恩園	特養	北広島市				

(2)介護実習(地域・居宅)

No.	施設名	所在地	No.	施設名	所在地	No.	施設名	所在地
1	ケアプランセンター くりやま	栗山町	8	北海道社会福祉事業団福祉村 生活介護事業所	岩見沢市	15	グループホームぬくもり	江別市
2	グループホーム おおむらさき	栗山町	9	月形藤の園養護部	月形町	16	北広島ホームヘルプサービスステーション 四恩園	北広島市
3	訪問介護ステーション ほのか	栗山町	10	ホームヘルプサービスステーションすまいる	美唄市	17	神愛園清田デイサービスセンター	札幌市 清田区
4	SOMPOケアタ張	夕張市	11	デイサービスセンター三笠市湯快館	三笠市	18	札幌介護センター徳洲苑しろいし ヘルプサービスステーション	札幌市 白石区
5	由仁町社会福祉協議会 由仁社協居宅サービスステーション	由仁町	12	北竜町社会福祉協議会 訪問介護事業所	北竜町	19	グループホーム アビターレ	札幌市 豊平区
6	長沼町社会福祉協議会 訪問介護事業所	長沼町	13	深川市社会福祉協議会 ホームヘルプサービス事業所	深川市	20	湯の里・黒松内 通所リハビリテーション	黒松内町
7	グループホーム 鶴城の郷	南幌町	14	ヘルプサービスステーション 友愛野幌	江別市	21	在宅老人デイサービスセンター	砂川市

(3)社会福祉現場実習(障がい者支援施設)

No.	施設名	所在地	No.	施設名	所在地	No.	施設名	所在地
1	ハローENJOY	栗山町	6	たのしいどう	岩見沢市			
2	ワークセンター栗の木	栗山町	7	岩見沢清丘園	岩見沢市			
3	なんぼろ恵	南幌町	8	爽やかネットワーク	美唄市			
4	陽風	長沼町	9	札幌報恩学園	札幌市 厚別区			
5	ライフネットゆうばり	夕張市	10	コリーナ	岩見沢市			

(4)社会福祉現場実習(専門機関)

No.	施設名	所在地	No.	施設名	所在地	No.	施設名	所在地
1	岩見沢市福祉事務所	岩見沢市	4	芦別市福祉事務所	芦別市	7	ちとせの介護医療連携の会	千歳市
2	北海道空知総合振興局 保健環境部	岩見沢市	5	滝川市保健福祉部	滝川市			
3	美唄市保健福祉部	美唄市	6	苫小牧市福祉部	苫小牧市			

学 生 表 彰

成績優秀で他の模範となると認められた学生及び福祉現場において活躍している本校卒業生を表彰します。

1 表彰の種類及び対象者

最優秀賞	在学中の学業成績優秀で人物ともに優れた学生 ・概ね〔A〕評価が全体の8割以上 ・1名
優秀賞	在学中出席状況が良好で、学習・生活面において顕著な功績、努力があった学生 ・2名以内
特別賞	1 在学中、福祉機器等の開発等を研究し、創意工夫する等その功績が顕著な学生 2 在学中、ボランティア活動等に著しく貢献し、その功績が顕著な学生 3 在学中、地域活動や善行等により、その功績が顕著な学生 4 在学中、自治会活動に著しく貢献し、その功績が顕著な学生 5 在学中、学生生活を豊かにするため、創意工夫する等著しく貢献し、その功績が顕著な学生 6 福祉の現場で活動している本校卒業生で、優秀な介護福祉の実践論文の発表等他の模範となる実践活動等を通してその功績が顕著な者 ※1から5についてはその功績が顕著な団体グループについても表彰することができる。

2 決定方法

教職員会議において担任が推薦し、校長が決定します。

3 表彰の時期

卒業式において表彰します。ただし、特別の事業があるときはその都度表彰します。

Ⅱ 学校生活

学 校 生 活

学校や地域のルールを守って、安全で有意義な学校生活にしましょう。

校舎使用時間等	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後6時 ※時間外、休日等の使用にあたっては事前に事務局で許可を得てください。
各教室の使用	1 介護実習室（基礎・在宅）及び調理・家政実習室の使用については、事前に担当教員の許可を得て下さい。 2 講堂は自由に利用できますが用具の片づけは利用者責任で行ってください。なお、講堂内での野球（キャッチボール）は禁止します。
図書室の利用	1 貸出冊数 1人3冊まで 2 貸出期間 1週間 3 貸出手続き 貸出手順に従い、利用者がそれぞれ貸出手続きを行う 4 注意事項 (1) 図書室内で飲食はできません。 (2) 「禁持出」のラベルの本は図書室内で閲覧してください。 (3) 図書室内は静かに利用してください。 (4) 閲覧した本は元の場所へ戻し、机・椅子などの整理をしてください。 (5) 本は汚損・破損させないように大切に扱ってください。
パソコンの使用	205教室と図書室に設置されているパソコンは自由に利用できます。 1 貸出簿に必要事項を記入してください。 2 205教室のパソコンは、原則205教室内で使用してください。行事等で利用できない場合は、教室や学生ホールでの使用を認めます。 3 学業や学校活動で必要な学校パソコンからのプリントは事務室前の複合機がプリンターとして使用できます。印刷時は、プリンターを「RISO CEREZONA S200（事務室前）」に設定し、プリンターのプロパティから出力方法「ボックス」に設定し出力。事務室前複合機から「ボックス」→「利用」→「03 生徒用ボックス」を開き、自分が出力したデータを印刷してください。（印刷後は、ボックス内のデータを必ず消去のこと。） 詳しい複合機の使い方は事務局に確認してください。
コピー機の利用	学業や学校活動に必要なコピーは、事務室前複合機を事務局に許可を得て使用できます（無料）
タブレット端末の貸与	2020年より学生全員にiPadを貸与しています。紛失、破損しないよう注意してください。万一、紛失した場合は直ちに事務局に届け出てください。 卒業時に返却してください。学生ホールのフリーWi-Fiが使用できます。 授業での使用は、担当教員の指示に従ってください。
ロッカーの使用	ロッカーを学生全員に貸与します。鍵を紛失しないよう注意してください。 万一、紛失した場合は直ちに事務局に届け出てください。 1 代金2,300円は学生負担となります。 2 卒業、退学等で学籍を離れるときはロッカー内を整理し、事務局に鍵を返還してください。

拾得・紛失物	校内での拾得物の届け出や紛失物の問い合わせは事務局です。 1 か月保管し、持ち主不明の場合、貴重品は警察へ届けます。その他は処分します。
掲示物	全学生への連絡は、掲示板で行いますので、登下校時に必ず確認してください。 1 会議室（1階）前掲示板（連絡表） ・月別時間割及び行事予定表 ・講義の変更時間割 ・その他 2 学生ホール前（廊下）掲示板 ・ボランティア、等各種募集 3 学生ホール内掲示板 ・求人（就職・アルバイト）関係 ・自治会、サークル、同窓会活動等
自動車等による通学	1 通学のために自動車等を利用する場合は、事前に事務局に届出し（自動車通学許可申請書 様式第8号）、校長の許可を受けてください。 2 使用する自動車は任意保険に必ず加入すること。 3 交通事故等には十分注意し、交通規則を守り、安全運転を心掛けてください。 4 交通事故をおこした場合は速やかに担任に連絡してください。 5 <u>登下校中及び休憩時間を含む学校管理下の時間帯の学生同乗は禁止。</u>
アルバイト	1 アルバイトを行うときは、事前に学校に届出が必要です。 （アルバイト届 様式第9号） 2 次のアルバイトは禁止します。 ・危険を伴う仕事 ・深夜に及ぶ仕事（22時までとする） ・学生としてふさわしくない仕事 3 学校行事及び実習期間中のアルバイトは行わないこと。
その他の生活	みなさんが居住するアパートや下宿は学校の要請により所有者の方々の理解のもとに貸していただいています。 次の行為は近隣住民に迷惑になるので気を付けましょう。 ・夜遅くまでの騒音 ・ゴミの分別違い、収集日以外にゴミを出す、不法投棄 など ※栗山町のごみ分別は種類が多く厳格ですので、確認しながら処分してください。
飲食、喫煙場所	1 飲食は、各普通教室と学生ホールを使用してください。 2 自動販売機、自動湯茶器がありますので自由に利用してください。 3 茶碗や空き缶は各自で必ず片づけてください。 4 ゴミは分別収集を行っているので指定の場所へ捨ててください。 5 校舎内は禁煙です。喫煙場所は、敷地内物置です。
学生支援	学校生活上、疾患や障がいその他の理由により合理的配慮または支援を求める際は、担任等に相談してください。学生からの申し出の元、対応を検討するための話し合いや必要書類の提出を求めることがあります。また支援体制として、外部のスクールカウンセラー等を紹介することができます。 合理的配慮：障がいのある学生が他の学生と平等に学ぶことができる権利を保障するための手段（学習環境の整備）であり、結果を保障するものではない。

自治会・サークル活動

自治会は、学生によって組織される団体で学生全員が会員になります。自治会の運営は選挙によって選ばれた役員を中心として進められます。

自治会では次のような行事を企画運営します。積極的に参加し学校生活の楽しい思い出を作ってください。新たなサークルをつくって活動することも可能です。自治会役員へ相談を！

4月	新入生歓迎会	2年生が企画。ゲーム大会・クイズ大会 など
7月	くりやま夏まつり	栗山町の夏の一大イベントに「よさこい」で参加します。
9月上旬	学校祭	実行委員を選出し、自治会役員と共に企画運営をします。 模擬店、バザー等、サークル発表、焼肉パーティなどで交流を深めます。
11月	スポーツ大会	栗山町スポーツセンターでバレーボール、バスケット、バドミントンなど学生企画で行います。
12月	国試受験応援会	1年生が企画。翌年1月の2年生の介護福祉士国家試験受験に向けて激励します。
3月	卒業生を送る会	1年生が企画。
通年	サークル活動	手話サークル、料理サークル、インスタ部、ユーチュー部など活動の成果は学校祭で披露します。



くりやま夏まつりに「よさこい」で参加



「スポーツ大会」でリフレッシュ



「学校祭」での焼肉パーティ



1年生自治会主催の「卒業生を送る会」

各証明書等

1 各証明書等の発行は事務局で次のとおり取り扱います

- (1) 取扱い時間 8時30分～17時15分
 (2) 手続き方法 手数料と共に「諸証明書発行願」
 (様式第4号)を事務局に提出
 (3) 証明書種類と手数料 右のとおり

種類	手数料	所要日数
卒業（見込）証明書	300円	2日
成績証明書	300円	2日
在学証明書	300円	1日
学校長推薦書	300円	2日
通学証明書・学割証	300円	2日
学生証発行	300円	1日

2 学生証について

- ・学生証は、本校学生としての身分を証明するものなので
常時携帯すること
- ・退学等で学籍を離れる場合は、学生証を事務局へ返還すること
- ・学生証を紛失した場合は直ちに事務局に届け出て、再発行の申請すること

3 学割証等について

(1) 通学証明書

JR 定期券・・・JR 専用の身分証明書が事務局にあります
 中央バス・夕鉄バス・・・申込用紙が事務局にあります

(2) 学生旅客運賃割引証（学割証）

学割証は、帰省・就職試験・旅行等の目的で片道100kmを超えてJRを利用するときに発行

1回の発行枚数	割引率	有効期間
2枚まで	鉄道普通運賃の2割	発行日より3ヵ月間

各届出

1 就学に関するもの

欠席届	病気その他の理由で欠席する場合、「欠席届」（様式第3号 P10）を担任に提出 ※入院7日以上の場合は、医師の診断書を添付
追試験願書	1 試験を受けることができなかった場合は「追試験願書」（様式第1号 P10）に必要事項を記入の上、と受験料（1科目1,000円）を添えて事務局へ提出 2 公欠で欠席の場合、受験料は徴収しない
再試験願書	再試験を受けようとする学生は、「再試験願書」（様式第2号 P10）に必要事項を記入の上、受験料（1科目1,000円）を添えて事務局へ提出

2 退学・休学・復学について

退学願	退学する場合 「退学願書」（様式第5号）を提出
休学願	1 病気その他の理由により、修学することができない場合「休学願書」（様式第5号）に必要事項を記入し、担任へ提出 2 休学できる期間は2年度以内
復学届	休学中にその理由が消滅し復学をする場合、「復学願書」（様式第5号）を提出

3 その他

自動車通学許可申請書	通学のために自動車等を使用する場合は、「自動車通学許可申書」（様式第8号）に、必要事項を記入の上、担任へ提出
住所登録届	1 「住所登録届」（様式第6号）を担任に提出すること 2 学生及び保護者が住所を変更したときは、必ず再提出すること

諸届出等様式

(様式第4号)

校長	副校長	担任	事務部長	主査	係

諸 証 明 書 発 行 願

学籍番号	—	氏 名	
		生年月日	
		S・H	年 月 日生

令和 年 月 日

※ 必要とする証明書の番号に○印をつけて、必要数を記入して下さい。

種 類	必 要 数	手 数 料	所 要 日 数
1. 卒業（見込）証明書	() 通	300円	申し込み2日後
2. 成 績 証 明 書	() 通	300円	申し込み2日後
3. 学 校 長 推 薦 書	() 通	300円	申し込み2日後
4. 資 格 取 得 証 明 書	() 通	300円	申し込み2日後
5. 在 学 証 明 書	() 通	300円	翌 日
6. その他 ()	() 通		
7. 学 制 証	枚 (1人2枚まで)	行先 (派遣・住居) ～ ～	翌 日

使 用 用 途	1. 一 般	2. 就 職	
受験施設名	所 在 地	受験施設名	所 在 地

※ 諸証明書の郵送を希望する場合は、下の欄に郵送先を記入すること。

〒	連絡先電話番号
様 宛	備考

送 付 期	・ 月 日 送付済	金 額	手数料	円	領 収
			送 料	円	

(様式第5号)

退学・休学・復学願書

届出日 年 月 日

北海道介護福祉学校長 様

学 生 学籍番号

氏名

保護者 住所

氏名

次のとおり退学・休学・復学 したいので、許可をお願いいたします。

退・休・復学 年 月 日	年 月 日	退・休・復学 年 月 日	年 月 日
理 由			

(様式第6号)

住 所 登 録 届

教務部長	事務部長	係 長	係	合 議

学籍番号	—	氏 名	
実家住所	〒		
学生住所	〒		
備 考	住民登録（済・未）		

上記の住所に居住しますので、お届けします。

令和 年 月 日

北海道介護福祉学校長 様

(様式第7号)

住 所 変 更 届

校長	教 員				事務局		

学籍番号	—	氏 名	
旧 住 所	〒		
新 住 所	〒		
	電話		

変更理由

上記のとおり変更致しましたので、お届けします。

令和 年 月 日

北海道介護福祉学校長 様

(様式第 8 号)

教務課長	担 任	事務局	受 付

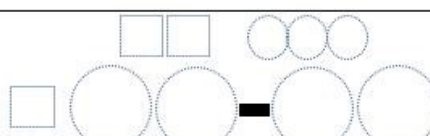
自動車通学 許可申請書

申請日 令和 年 月 日

北海道介護福祉学校長 様

下記により自動車通学をしたいので、許可願います。

第 期生	組 番	氏 名
住 所	(方)・電 話 () -	

車両の所有者			本人との続柄	
車 名		車体の色		自動車登録No. (ナンバープレート欄を全て記載)
任意保険加入	対人・対物 (済 ・ 未)			

※制約事項 1. 私は、交通ルールを厳守し、安全運転に努めます。 2. 私は、友人との同乗はしません。
3. 私は、学校の決まりを守ります。

(様式第 9 号)

校 長	教 員					事務局		

アルバイト 届

届出日 令和 年 月 日

北海道介護福祉学校長 様

下記により、アルバイトを行いますのでお届けします。

申出者	期 組 番	氏 名	
期 間	自：令和 年 月 日 () 至：令和 年 月 日 ()		
勤務日	☆勤務日が決まっている場合 1. 毎日 2. 週 回 (. . . 曜日) ☆勤務日が決まっていない場合 ()		
時 間	午前・午後 時 分 から 午前・午後 時 分 まで		
勤務先		勤務先住所	
内 容			
備 考			

学 生 援 助

1 授業料等について

特待生制度	人物、学業成績が特に優秀で、修学意欲の高い学生の学費を軽減します。 ・各学年6名から12名 ・授業料 【A特待】年額20万円免除 【B特待】年額10万円免除 ・1年生・・・入学試験時に決定 ・2年生・・・1年生の希望者の中から、2年生の進級時に決定 ※年度途中で休学・退学及び特待生としての条件を欠くと思われるときは、決定を取消し、授業料の全額を納入する
授業料の減免	学生の家庭が災害、その他特別の理由により授業料の納付が困難となったときは、授業料を減免します。 詳しくは事務局にご相談ください。
奨学金・修学資金	各奨学金・修学資金制度がありますので、ご相談ください。 保護者説明会、学生への説明会で別途資料を配布します。 22ページの一覧参照

2 保険加入

学生傷害保険	学校管理下の活動中、通学中の事故により医療機関で治療を受けた場合に保険金が支払われます。 ・死亡保険金 1,000万円～2,000万円 ・後遺障害保険金 60万円～3,000万円 ・入院（1日につき） 4,000円 ・通院（1日につき） 1,200円
ボランティア保険	ボランティア活動中の事故に対しては保険が適用されます。 ・ボランティア活動中の事故により、自身がケガをした場合。 ・ボランティア活動中の事故により、他人を傷つける・他人の物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合。 学生自身の事故 ・死亡保険金 1,040万円 ・後遺障害保険金 1,040万円（限度額） ・入院（一日につき） 6,500円 ・通院（一日につき） 4,000円 ・手術保険金 手術の種類に応じて 賠償保険金 5億円（限度額）

3 修学資金・奨学金一覧

種類	対象者等	金額	返還等	貸付人数	申請時期
北海道介護福祉士修学資金	将来道内で福祉業務に従事しようとする学生	月額 5万円 (無利子) 入学時 20万円 就職時 20万円	3年間福祉業務に従事することにより 返済免除	約20名 (※配分枠により変動)	入学後
施設・市町村修学資金	卒業後、施設あるいは市町村内で介護職として就職することを条件に学費の支援を受ける学生	2年間合計 36万円～ 295万円 ※施設等により異なる	修学資金を受けた施設・市町村に2～5年間従事することにより 返済免除	施設・市町村で異なる	入学前 入学後
日本学生支援機構奨学金	給付型奨学金 (世帯収入要件あり) ※高校で予約可	自宅月 2.92万円 自宅外月 6.67万円	給付型 (返還不要)	高校予約採用者は全員	入学前 入学後
	第一種 (利息なし) ※高校で予約可	自宅 4万5千円 自宅外 5万1千円	卒業後6か月後から返済 ※返済金の補助制度を設けている施設あり	高校予約採用者は全員	入学前 入学後
	第二種 (利息有) ※高校で予約可	月額 2万円～12万円			入学前 入学後
公益松原記念奨学基金	栗山町民、栗山高等学校卒業生、本校学生 向上心に富む者	月額 3万円 (1年間) 2年目も申込可能	給付型 (返還不要)	2名～4名	入学後
生命保険協会奨学金 ※1	将来介護専門職として活躍する志を持ち、人物・学力共に優秀で健康な学生	月額 2万円 (1年間)	給付型 (返還不要)	2年生から 1名推薦	入学後
SOMPO福祉財団奨学金 ※2	品行方正・学力優秀で将来介護福祉士として活躍する意思のある学生	月額 3万円 (2年間)	給付型 (返還不要)	1年生から 1名推薦	入学後

※1・※2 実施する各協会・財団で審査があり採用されない場合があります。

<その他> 「住民税非課税世帯・住民税非課税に準ずる世帯の学生」

本校は、令和2年4月からの高等教育修学支援新制度の対象学校（給付型奨学金・授業料等減免）となっています。（対象：住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生）

※詳細は、文部科学省ホームページ及び日本学生支援機構ホームページで確認できます。

日本学生支援機構の給付型奨学金の対象となれば、入学料、授業料も支援区分に応じ減免となります。

くりやまタウンガイド

栗山町の市外局番 0 1 2 3

公共機関・施設	栗山町役場	松風3丁目252	72-1111
	栗山町スポーツセンター	中央3丁目310	72-6161
	栗山町図書館	中央3丁目309	72-6055
	栗山町総合福祉センターしゃるる	朝日4丁目9-36	72-1117
	カルチャープラザ「E k i」	中央2丁目	73-3333
	栗山駅南交流拠点施設「栗山煉瓦倉庫くりふと」	中央3丁目154-1	76-9945
	栗山警察署	朝日3丁目	72-0110
金融機関	北洋銀行栗山支店	中央3丁目	72-1420
	北海道銀行栗山支店	中央3丁目	72-1325
	空知信用金庫栗山支店	中央3丁目3	72-0208
	空知商工信用組合栗山支店	中央3丁目60	72-0632
	そらち南農業協同組合	中央3丁目104	72-1311
郵便局	栗山郵便局	中央3丁目238	72-1165
公共交通案内所	栗山駅総合案内所	中央2丁目1	72-6262
ハイヤー	栗山ハイヤー	中里61-59	72-1147
ホテル・旅館 宿泊施設	ホテルパラダイスヒルズ	湯地91	72-1123
	シャトレゼカントリークラブ (5月から10月)	森	72-6600
	くりやま旅館	中央2丁目97	72-1454
	ゲストハウスくりとまる	中央2丁目95	080-8706-0141
	雨煙別小学校 コカ・コーラ環境ハウス	雨煙別1-4	72-1696
旅行代理店	(有) Kマックトラベル	中央3丁目38	72-1340
自動車教習所	栗山自動車学校	桜丘2丁目226	72-1426
医療機関	梶整形外科医院	中央2丁目251	72-0058
	栗山赤十字病院 (夜間・休日救急対応)	朝日3丁目2	72-1015
	板垣医院 (内科)	中央2丁目219	72-0250
	長岡外科整形外科医院	中央3丁目226	72-1171
	栗山さいとう眼科	朝日3丁目6-33	72-4146
	高橋歯科医院	中央2丁目177	72-1475
	永山歯科医院	松風4丁目23	72-7000
	西村歯科医院 (日曜日の診療 可)	中央3丁目266	72-5418
	三上歯科医院	松風4丁目6-3	72-0648
	南川歯科医院	朝日3丁目6	72-1155
	あらい歯科医院	中央3丁目233	72-1964
	くりやまフレンド歯科	朝日4丁目31-1	73-3111

2025年度（令和7年度）学生ガイドブック

〔 学生便覧・講義概要 〕

栗山町立 北海道介護福祉学校

〒069-1508 夕張郡栗山町字湯地60番地

電 話 0123-72-6060

F A X 0123-72-6140